# 第2章 目標別の取組みの方向

- 目標 1 子どもの生きる力と豊かな心を育てます
- 目標 2 健やかな子育てを応援します
- 目標 3 きめこまやかなサービスですべての子育て家庭を サポートします
- 目標 4 安心できる子育て環境をつくります
- 目標 5 社会の一員として自分らしく生きられる環境 づくりを推進します

## 第2章 目標別の取組みの方向の見方

- 次世代計画の内容を、施策目標(5つの目標)別に記載しています。
  - 目標1 子どもの生きる力と豊かな心を育てます
  - 目標2 健やかな子育てを応援します
  - 目標3 きめこまやかなサービスですべての子育て家庭をサポートします
  - 目標4 安心できる子育て環境をつくります
  - 目標5 社会の一員として自分らしく生きられる環境づくりを推進します
- この章は、下記のように構成しています。

## 目標4 ── 目標 1 子どもの生きる力と豊かな心を育てます

施策名·

- 目標を構成する 「 1 すべての子どもが大切にされる社会のために
  - ① すべての子どもが自分らしく育ち社会に参加する権利

枝番号

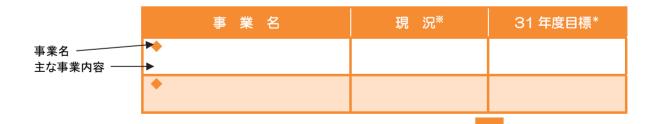
【現状と課題】・・・施策の背景、国等の動向、関連調査結果等を踏まえ、 当該施策の「現状と課題」を記載しています。

【取組みの方向】・・「現状と課題」の課題に対する「取組みの方向」につ いて記載しています。

取組みの方向 内容 -

【主な事業】・・・・目標の実現に向けて、施策を進めていくための「主な

事業」を記載しています。



- ※「現況」は表示がない限り平成25年度の実績です。
- \*31 年度目標欄に<29 年度目標>とある場合は、現行の総合計画 の最終年度に合わせて、29年度までの目標を記載しています。 年度目標については、事業を取り巻く状況変化への対応や、点検・ 評価により、必要に応じて見直しを行います。
- ・表中の網掛けは、子ども・子育て支援事業に該当する事業です。 現況の≪ ≫にその事業名を記載しています。
- ○次世代育成支援関連の全事業については、資料編に掲載しています。

## 目標 1 子どもの生きる力と豊かな心を育てます

- 1 すべての子どもが大切にされる社会のために
- ① すべての子どもが自分らしく育ち社会に参加する権利

#### 【現状と課題】

#### (1) 子どもが大切にされるということ

日本が平成6年(1994年)に批准した「子どもの権利条約」では、大きくわけて次の4つの子どもの権利を守ることを定めています。

1 生きる権利 ····· 防げる病気などで命を奪われないこと。十分な栄養を得て健やかに 成長すること。病気やけがをしたら治療を受けられることなど。

2 育つ権利 ……教育を受け、休んだり遊んだりできること。考えや信じることの 自由が守られ、自分らしく育つことができることなど。

3 守られる権利 ……あらゆる種類の虐待や搾取などから守られること。障害のある子どもや少数民族の子どもなどは特別に守られることなど。

4 参加する権利 ……自由に意見をあらわしたり、集まってグループを作ったり自由な 活動をおこなったりできることなど。

出典:「子どもの権利条約」日本ユニセフ協会抄訳

次世代計画では、こうした子どもの基本的な権利を大切に捉え、子どもの目線から子ども の幸せを考え、子どもが幸せに生きることのできる社会の実現を目指しています。

## (2) 子どもの権利や自己決定に関する意識

区の調査\*1で、中学生本人及び青少年に「子どもの虐待やいじめなどを解決するために大切と思うこと」について尋ねたところ、「大人が日常生活の中で、子どもの意見をよく聞くよう心がけること」と、「命の大切さについて親子で話し合うこと」を「かなり大切だと思う」という回答が上位となりました。

中学生本人に「いっしょに住んでいる大人にしてほしい(してほしくない)と思うこと」を尋ねたところ、「大人の考えを押し付けないでほしい」「しつこくいろいろ聞いてこないでほしい」「自分のことは自分で決めさせてほしい」という回答が上位となりました。大人が子どもの意見や考えをもっと尊重し、子どもたちの自主性を伸ばしていくことが大切です。さらに、子どもたちに自分のことだけではなく、広く社会や地域の問題にも関心を持ってもらうための取組みも大切です。

<sup>※1</sup> 区の調査・・・「新宿区次世代育成支援に関する調査(平成25年度実施)」を指しています。調査は①就学前児童保護者、②小学生保護者、③中学生保護者、④中学生本人、⑤青少年、⑥若者の6種類を実施しました。(以後、本文中の「区の調査」はこの調査を指します。)

## 1 すべての子どもが大切にされる社会のために

## ② すべての子どもが人として尊ばれ守られる権利

#### 【現状と課題】

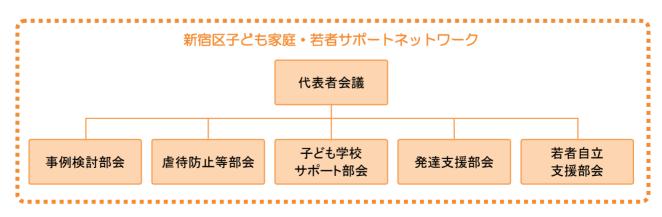
## (1) 子どもの人権を守るための関係機関の連携

虐待やいじめ、子どもの性の商品化などにより子どもの人権が侵害される事例は後を絶ちません。平成25年度の全国の虐待通告件数は7万件を超えています。また、居住実態が把握できない子どもの悲惨な事件が相次いで報道されている状況もあります。区では年々増え続けていた虐待相談が23年度を境にやや落ち着いた状況にありますが、それでも年間150件以上の新規相談を受理しています。

支援が必要な事例に迅速かつ適切に対応するため、中核としての役割を担う子ども総合センターと4か所の子ども家庭支援センターが、きめ細やかな相談・支援体制を構築しています。また、「新宿区子ども家庭・若者サポートネットワーク」\*2のもとで実際にケース対応を行うサポートチーム会議では、要保護児童、養育支援が特に必要である児童やその保護者及び妊婦への適切な対応を図るために、関係機関が必要な情報の交換を行うとともに支援の内容を協議し、必要なサービスの調整、見守り等を行っています。

また、乳幼児健康診査の未受診者や就学予定の学校に一度も登校していない等、居住実態が確認できない子どもについては、各所管による訪問等の調査を経て子ども総合センターに情報を集約し、児童相談所や警察と連携しながら安否確認をしてきました。平成 26 年度からは、全庁的な検討会議を立ち上げ、改めて居所不明児童についての対応マニュアルを整備し、子ども総合センターを中心に、関係部署が連携して居住実態の把握に努めていく体制を整えました。

今後も、児童の居住実態の把握や子どもに関する様々な相談に総合的に対応し、一貫した支援を行えるよう、適切な支援機関に円滑に切れ目なくつなげられる体制づくりが必要です。



**<sup>※2</sup> 新宿区子ども家庭・若者サポートネットワーク・・・**新宿区子ども家庭・若者サポートネットワークは、新宿区内の福祉、保健、医療、教育、就労その他、子ども、子育て家庭及び若者に対する支援に関連する機関、団体、及び児童・若者の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成されています。

#### (2) 虐待発生予防の取組み

子どもの虐待を防いでいくには、問題が生じてからの早期発見・早期対応だけではなく、問題が生じる前から、育児不安や育児困難感を軽減し、保護者が安定した心で子育てに臨めるような支援が重要です。

子ども総合センター・子ども 家庭支援センターでは、保護者 自らが相談してくるケースに対 応することはもちろん、関係機

#### 子どもの虐待の4つの類型

#### ①身体的虐待

暴力により傷を負わせたり、生命に危険を及ぼすような行為 ②ネグレクト

保護の怠慢、拒否、放置により、子どもの健康状態や安全を損なう行為

#### ③性的虐待

性的な行為や性的な関係を強要したりする行為

#### 4心理的虐待

ひどい言葉で子どもの心を傷つけたり、子どもの目の前でドメスティックバイオレンスが行われているなど、子どもの心を傷つけるような行為

関が把握した心配な家庭に対して、関係機関と連携しながら、家庭訪問などの必要な支援を 行っています。

既に問題が深刻化している場合には、子ども総合センターと関係機関が協議し、養育支援 ヘルパーの派遣等を検討し、積極的に家庭に入って養育状況を改善したり、子どもの登校・ 登園の保障をすることにより、虐待の発生を予防しています。

また、産後の育児不安や家事負担の軽減のためのヘルパーの派遣、入院・介護・育児疲れ等の理由で一時的に養育できなくなったときの「子どもショートステイ」、理由を問わず子どもを短時間預かる「ひろば型一時保育」、母親支援のグループワークである「ペアレントトレーニング」\*\*3や「ノーバディーズパーフェクト」\*\*4等、幅広い事業を展開し、育児不安や育児困難感を軽減することにより、虐待の発生を予防しています。

今後も引き続き、子ども総合センターの相談員が、各ケースに相応しい支援をコーディネートし、関係機関と連携することにより、虐待の予防に取り組んでいくことが必要です。 (事業計画については、第3章131ページ「養育支援訪問事業」を参照)

#### (3) 子どものいじめ・不登校等の防止の取組み

平成25年9月に「いじめ防止対策推進法」が施行され、国、地方自治体、教育委員会、 学校におけるいじめの早期発見と対応等についての責任と役割が明確化されました。これに より、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することが求められています。

文部科学省が毎年、小・中学生を対象に実施している「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」では、調査年度により増減があるものの、新宿区立小・中学校から毎年一定のいじめの認知件数の報告を受けています。また、不登校児童・生徒については、スクールカウンセラー\*\*5及びスクールソーシャルワーカー\*\*6の派遣や各学校の教育相談機能

**<sup>※3</sup> ペアレントトレーニング・・・**親が子どもの行動を整理し、効果的な対応ができるようにすることによって、より良い親子関係を築くための認知行動療法です。

**<sup>※4</sup>** ノーバディーズパーフェクト・・・同年代の子どもを持つ親が、子育ての悩みや関心事を出し合い、話し合いながら自分に合った子育て方法を学ぶ、カナダ生まれの親支援プログラムです。

<sup>※5</sup> スクールカウンセラー・・・東京都教育委員会又は新宿区教育委員会から派遣され、児童・生徒や保護者とのカウンセリング、教師への助言、専門機関との連携などを行います。

**<sup>※6</sup> スクールソーシャルワーカー・・・**各学校の定期的な訪問による対応相談や不登校の対応相談、サポートチーム会議等での関係機関との連絡調整などを行います。

の充実等を図ったことにより、平成 25 年度の不登校出現率が平成 23 年度に比べて、小学校で 0.37 ポイント減り 0.32 に、中学校では 1.0 ポイント減り 2.84 となるなど減少傾向にありますが、引き続き不登校対策が求められています。

こうした現状を踏まえながら、平成 26 年 3 月に策定した「新宿区いじめ防止等のための基本方針」に基づき、各学校のいじめや不登校、その他問題行動の未然防止、早期発見、早期対応のための取組みを支援するとともに、家庭や地域、関係機関等が連携し、これを解決していく必要があります。

## 【取組みの方向】

#### ◆人権教育の推進と啓発事業の充実

- ・学校・保育園・子ども園・幼稚園・児童館・保健センターなど、教育・福祉・保健の各分野において、子ども自身と保護者が人権についての理解を深めることにより、子どもが自分を大切にし、大切にされる意識や、他者への理解、思いやりの心が根付くよう、引き続き取組みを推進します。
- 子どもの虐待や子どもの性の商品化、性犯罪等の根絶のためには、社会全体の人権意識の向上が不可欠です。このため、人権啓発事業において「子どもの権利の視点」を重視して取り組んでいきます。

#### ◆子ども自身が取り組める身近な課題や地域からの参画促進

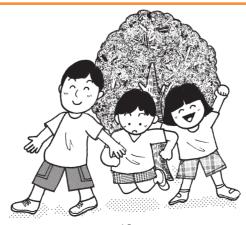
• 子どもが自らの意見を表明する機会を持つことで、区政への参画意欲を高め、新宿のまちへの愛情を持った大人に成長できるような取組みを進めます。

#### ◆相談とネットワークの充実

- ・子どもの権利の侵害に対して、子ども自身や保護者が気軽に相談できる仕組みの強化を図るとともに、子ども総合センター・子ども家庭支援センター・教育委員会のほか、東京都児童相談所、区内の医療機関、警察などの関係機関が効果的かつ有機的に連携して、問題の解決を図るための取組みを進めていきます。
- ・虐待予防と虐待対応・居所不明児童への対応について、子ども総合センターを中心に、関係機関と密に連携しながら、取り組んでいきます。

#### ◆いじめ・不登校等の防止の取組みの充実

- ・平成 26 年度に設置した「学校問題支援室」や「学校問題等調査委員会」等により、各学校のいじめ等の未然防止、早期発見・早期対応のための取組みを支援し、対策を推進していくとともに、児童・生徒や保護者がいつでも相談できる環境の整備に努めます。
- ・不登校への対策として、専門家による研修の実施や、教職員向けリーフレットの作成を通して、 学校が組織的に対応していく力を高めます。また、支援の必要な児童・生徒やその保護者のニー ズに応じて、関係機関と連携しながら、面談や家庭訪問を行うなど、学校復帰や不登校の未然防 止のための家庭への支援をより充実させていきます。



## 【主な事業】

- ※「現況」は表示がない限り平成25年度の実績です。
- \* < 29 年度目標 > とある場合は、現行の総合計画の最終年度に合わせて、29 年度までの目標を記載しています。
- ・表中の網掛けは子ども・子育て支援事業に該当する事業です。現況の≪ ≫にその事業名を記載しています。

事業名	現 況*	31 年度目標*
◆人権教育の推進 人権尊重教育推進委員会において取り組むべき課題や指導のあり方を協議するとともに、区教育委員会が指定する人権教育推進校において研究を進め、その成果を各学校に普及していきます。	<ul> <li>・人権尊重教育推進委員会を年間3回実施</li> <li>・新宿区人権尊重教育推進校を2校指定し、実践的な研究成果を共有</li> <li>・人権教育の理解啓発を図るためのリーフレットを1,500部作成・教職員向けに配付</li> <li>・教育管理職の人権教育研修会参加率98%</li> </ul>	<29 年度目標> ・人権尊重教育推進委員会を年間 3 回実施 ・新宿区人権尊重教育推進校として、小・中学校を指定し、実践的な研究成果を共有・人権教育の理解啓発を図るためのリーフレットを作成し、教職員向けに配付・教育管理職の人権教育研修会参加率 100%
◆子どもの施策への参画促進 [小学生・中学生フォーラムの実施]:次代を担う 小・中学生が、日頃の生活の中で感じていること を、区長等と意見交換することにより、区政に対す る関心や意識を高めていきます。 [施策への参画]:子どもが参画可能な施策(児童 館・児童コーナー、中高生スペースの設置・公園 の改修計画への参加等)において子どもの参画を 促していきます。	・小・中学生フォーラム 小学校 2 校/年 中学校 1 校/年	子どもが区政に参加できる機 会を引き続き確保していきま す。
◆子ども家庭・若者サポートネットワーク 教育、福祉、保健、就労支援等の子どもと家 庭・若者支援関係組織のより効果的な連携を図る ため、「新宿区子ども家庭・若者サポートネットワーク」を設置、運営します。 児童虐待の早期発見・早期対応及び適切な連 携を目的として、児童に関わる関係機関に向けた 虐待防止ネットワークマニュアルを配付していま す。	<ul> <li>・代表者会議 2回</li> <li>・虐待防止等部会</li> <li>部会3回/研修会3回</li> <li>・子ども学校サポート部会</li> <li>部会2回/研修会4回</li> <li>・発達支援部会</li> <li>部会2回/研修会2回</li> <li>・若者自立支援部会</li> <li>部会2回/研修会3回</li> <li>・サポートチーム会議</li> <li>(5部会合計) 104回</li> </ul>	継続して実施していきます。
◆子ども・若者総合相談窓□ 子ども・若者に関わる既存の各種相談窓口を活 用して、子ども・若者育成支援に関する相談に応 じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供 及び助言を行います。	・区民意識調査において、独身期(40歳未満の独身者)の区民が、生活における心配事がないと考える割合 40.4%・来所相談 223件・電話相談 184件	<29 年度目標> 区民意識調査において、独身期(40歳未満の独身者)の区 民が、生活における心配事がないと考える割合50%
◆子どもと家庭の総合相談(虐待の通報窓口) 子ども総合センター及び子ども家庭支援センター4か所が、区の虐待通告の窓口として、子どもと家庭に関わる相談に総合的に対応しています。 児童相談所や関係機関との密接な連携のもと、 迅速な対応を行っています。	•虐待相談受理件数 150 件	虐待相談の最初の窓口としての周知をさらに広め、関係機関と連携しながら、困難な課題を抱えた家庭の課題が解決するよう、対応していきます。
◆要保護児童対策地域協議会 保護や支援が特に必要な児童やその保護者及 び妊婦に適切な支援をするために関係機関が必 要な情報の交換を行うとともに支援の内容を協議 します。区では、「新宿区子ども家庭・若者サポー トネットワーク」が組織されています。	・虐待防止等部会におけるサポ ートチーム会議 78 回開催	関係機関と連携しながら、要 保護児童の適切な支援に努 めていきます。

事業名	現 況*	31 年度目標*
◆育児支援家庭訪問事業(養育支援) 特に養育に支障があると区が認めた家庭や特 定妊婦に対し、専門的な支援員を派遣することに より、養育環境の改善や養育力の向上による児 童の健全な成長と、虐待防止を図ります。	≪養育支援訪問事業≫ ・年間延べ利用件数 1,186 件	継続して実施していきます。
◆新宿子どもほっとライン いじめ相談専用電話により、専門相談員が、児 童・生徒や保護者からの相談を行います。	·電話相談 106件 ·手紙相談 0件	継続して実施していきます。
◆情報モラル教育の推進 インターネット(SNS等)によるいじめ防止のため、情報モラル教育を教育課程に位置付け、児童・生徒がインターネットの特性を理解するとともに、他者の人権を尊重して活用する態度を身に付けるなどの授業を、民間技術者を活用して展開できるよう支援します。	<ul> <li>・小学校における情報モラル授業支援</li> <li>5年生対象出前授業 15校教員対象研修 14校</li> <li>・中学校における情報モラル授業支援中学校2年生対象 10校(全校)</li> </ul>	<29 年度目標> ・小学校については、27 年度、出前授業(14校)、教員対象研修(15 校)を実施します。以後、情報モラル授業支援を継続して実施します。・中学校については、継続して実施していきます。
◆学校問題支援室の運営 いじめや不登校、その他問題行動に対する学校の対応を総合的に支援するため、スクールソーシャルワーカーや学校問題サポート専門員等で構成される専門家チーム「学校問題支援室」により、学校への継続的な助言や関係機関との連絡調整、個別の事案へのフォローアップ等を行います。	・スクールソーシャルワーカーの 派遣 2人 ・学校問題サポート専門員の配 置 1人 ・「欠席日数の多い児童・生徒の調 査」の実施(毎月) ・ふれあい月間(6、11、2月)の 取組みの周知及び状況把握の ための調査の実施	継続して実施していきます。
◆学校問題等調査委員会の運営 専門家(法律・医療・学識経験)と教育委員会事 務局職員で構成する「学校問題等調査委員会」に より、いじめによる重大事態が発生した際の事実 関係の調査や、児童・生徒への対応を適切かつ 迅速に実施するため、新宿区のいじめの状況の 情報共有や事例の分析等を行います。	・定例会を年 2 回開催	継続して実施していきます。
◆児童・生徒の不登校対策 不登校対策委員会で策定した「不登校からの学校復帰と不登校の未然防止に関する方針」に基づき、不登校担当者連絡会で担当教員が学校での不登校防止の取組みを協議し実践していきます。また、不登校対策マニュアルの活用、理解啓発資料等の作成配付、学識経験者等の専門家による研修会の実施により、教職員への理解啓発を図っていきます。 さらに、スクールソーシャルワーカーや「家庭と子供の支援員」を派遣し、学校復帰や未然防止のための家庭への支援をより充実させていきます。	・不登校対策委員会及び不登校 担当者連絡会(年3回)実施 ・不登校対策マニュアルの活用、 理解啓発資料などの作成配付 ・スクールソーシャルワーカーの 派遣2人 ・家庭と子供の支援員の派遣 7人 ・不登校出現率 小学校 0.32% 中学校 2.84%	継続して実施していきます。



子ども家庭・若者サポートネットワーク代表者会議

## 2 子どもの生きる力を育てるために

① 質の高い学校教育の推進

#### 【現状と課題】

#### (1) 子どもたちの主体的な学びを育む質の高い学校教育の推進

グローバル化や少子化・高齢化の進展など、教育を取り巻く環境が大きく変わり、子どもの学ぶ意欲や学力・体力の低下、規範意識の希薄化などの課題が指摘されています。また、 平成 20 年 3 月に告示された学習指導要領では、次代を担う子どもたちに必要な力は、確かな学力、豊かな心、健やかな体の知・徳・体のバランスがとれた、「生きる力」であることが示されています。

区はこれまで、児童・生徒一人ひとりの個性や可能性を伸ばすきめ細かな指導を徹底し、確かな学力の育成を図るとともに、国際化や情報化などの社会の変化に対応するため、外国語活動の充実やICT(情報通信技術)を活用した教育活動を行ってきました。また、子どもたちが、人間性豊かな自立した社会人として成長できるよう、心の教育の充実を図るとともに、体験的活動や学校の教育活動全体を通したキャリア教育を推進してきました。さらに、学校の主体性や地域の実態や特色を活かした創意工夫ある教育活動を行うため、組織マネジメントの視点から学校評価の充実を図り、学校経営力の向上にも努めてきました。

今後も引き続き、次世代計画及び新宿区教育ビジョンに基づき、子どもの学力や学習状況、 心身の状況を的確に捉え、子どもたちの力を着実に伸ばす、より質の高い学校教育を実現するとともに、教育に対する保護者や地域の多様な要請に応えていくため、家庭・地域・学校がともに学び、ともに育つ関係を実現していく必要があります。

## 【取組みの方向】

#### ◆確かな学力を育む学校教育の充実

- •国や東京都の学力等に関する各種調査の結果などを参考に、子どもの学力の状況を的確に把握し、 学習指導支援員\*\*7の各校への配置等により基礎学力が十分身についていない子どもへのよりきめ 細かな学習支援を行うとともに、伸びる子どものより発展的な学習を支援し、一人ひとりの子ど もの学力を高めていきます。
- ・学校支援アドバイザー\*\*8を各校に派遣し、学校内のOJTと関連を図った課題解決型の研修等を通して、若手やミドルリーダー層の教員の指導力の向上を図ります。

#### ◆子どもの豊かな人間性と自立を育む教育の充実

- 人との関わりなどを通して、思いやりや互いの命を大切にする心を育む教育を推進するとともに、 子どもたちが社会の一員であることの認識を深めるため、地域や保護者と連携した道徳教育の充実、職場体験など社会性を育む学びの機会を充実します。
- ・言語活動の充実を重視した指導を行うとともに、教育活動全体を通して、体験的な活動や問題解 決的な学習を積極的に取り入れ、子ども一人ひとりの実践的な態度・能力を育成します。

#### ◆地域との連携による教育の推進

• 地域の住民や保護者等が学校運営や学校評価に参画する仕組みを構築します。

**<sup>※7</sup> 学習指導支援員・・・**学校運営の様々な課題への対応を支援するため、少人数指導、ティームティーチングの実施や 連携教育の推進など、各校の実情に応じた指導を行います。

<sup>※8</sup> 学校支援アドバイザー・・・各学校へ派遣し、授業観察や個別指導を通して若手教員の指導・育成を図るとともに、 管理職や主幹教諭等のミドルリーダーへの助言を行います。

## 【主な事業】

※「現況」は表示がない限り平成25年度の実績です。

事業名	現 況*	31 年度目標*
◆学校支援体制の充実 学校運営の様々な課題への対応を支援するため、学習指導支援員を配置することにより、各学校の実情に応じたきめ細かな指導の充実を図ります。 また、学校支援アドバイザーを派遣し、若手教員への基本的な指導や、管理職やミドルリーダーへの学校運営等の具体的な助言を行い、学校の教育力の向上を図ります。 さらに、区の教育課題を踏まえた研究校を指定し、その成果を区立学校で共有するとともに、優れた教育実践や研究活動を行った学校を表彰する制度を作り、教員の一層の意欲の向上を図ります。	・学習指導支援員の配置 58人 ・学校支援アドバイザーの派遣 8人 ・教育課題研究校の指定 2校(累計5校) ・教育課題研究発表会の参加者 704人	継続して実施していきます。
◆学校評価の充実 ①教職員による自己評価、②保護者・地域 住民等による学校関係者評価、③学識経験者 等による第三者評価(2年に1度実施)により学 校評価を実施し、その評価結果を学校運営の 改善に活用していきます。	・組織マネジメントの考え方を新たな仕組みとして取り入れた学校評価の実施準備・第三者評価を 20 校で実施・第三者評価委員による学校関係者ヒアリングの実施・学校評価報告書を全校で作成し、教育委員会へ報告・学校評価の自己評価、学校関係者評価の全校実施	組織マネジメントの考え方を取り 入れた学校評価を実施していき ます。
◆特色ある教育活動の推進 各学校(園)の中・長期的な視点に立った特色ある教育活動の展開を具現化するため、「特色ある学校づくりのための教育活動計画」や各校の教育目標に沿って、計画的な学習活動を実施します。	・児童生徒・保護者アンケートに 関する学校における活動の理 解度 72.2% ・学校の主体性や地域の実態・ 特色を活かした創意・工夫ある 教育活動が実践されていると 評価された学校の割合 75.0%	継続して実施していきます。
◆地域協働学校(コミュニティ・スクール)の推進 地域の住民及び保護者等が学校の運営に参画することにより、地域に信頼され、地域に支えられる開かれた学校づくりを進めていきます。そのため、学校運営協議会委員の研修や地域・保護者への説明会の実施、パンフレットの作成・配布による周知等を行いながら、順次、地域協働学校の指定学校を増やしていきます。 なお、指定にあたっては、1年間は準備校とし、各学校の状況や地域の実情に十分に配慮しながら円滑な導入を図ります。	·地域協働学校指定学校 小学校 6 校 中学校 1 校	順次、指定学校を拡大していき ます。

## 2 子どもの生きる力を育てるために

## ② 一人ひとりの特性に応じた発達と自立への支援

#### 【現状と課題】

子どもの心身の発達にはそれぞれの個性があり、成長のスピードは一人ひとり異なりますが、子どもの発達に関する相談は増え続けており、子ども総合センター発達支援コーナー「あいあい」が対応した平成 26 年度の相談件数は、発足した平成 23 年度の約 2.5 倍となっています。

その原因の一つとして考えられるのが、社会性や他者とのコミュニケーションに弱さを抱えるいわゆる「発達障害」が、学校でのいじめ被害やその後のひきこもり・うつなどの危険 因子にもなるという知識が広がっていることです。

発達障害の子どもについては、早期にリスクに気づき、特有の「認知のスタイル」に合わせた教育・保育を行うことで、本人の自信や自尊感情を育み、生きていく上での基礎力を育てることが大切です。そのためには、早期の支援開始と学習環境等の整備のみならず、周囲の大人や子どもたちの理解を深めることも重要です。

#### (1) 早い段階からの発達支援

区では、教育・福祉・保健の各分野が連携しながら、発達に心配のある子どもを持つ家庭への支援を早い段階から行っています。

疾病の予防や障害等の早期発見、早期支援のため、保健センターの乳幼児健康診査のほか、 子ども総合センター発達支援センター「あいあい」では、心身の発達や成長に遅れのある子 どもも家庭や地域で健やかに育つよう、子どもの発達に関する総合的な支援を行っています。

また、障害のある子どもへの保育を行うなかで、特別な子どもという意識を持たず、分け隔てのない子ども同士の育ち合いが、子どもの成長発達には不可欠です。保育士は専門の研究者から定期的にアドバイスを受け(巡回保育相談<sup>※9</sup>)、特別な配慮を要する子どもたちに対する保育を実践しています。幼稚園においても、専門家チームによる巡回相談等を実施するとともに、特別な配慮を要する子どもには、必要に応じて介護員を配置し、安全の確保と教育的効果の向上を図っています。

今後もそれぞれの子どもの健やかな育ちのために、一人ひとりの成長や家庭環境に応じた、 早い時期からの適切な対応が求められています。

## (2) 特別支援教育をめぐる状況の変化

区立の就学前施設及び区立小・中・特別支援学校に在籍する特別な支援を要する幼児・児童・生徒に対して、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行うことが求められています。また、その支援がライフステージの節目ごとに途切れるのではなく、教育、福祉、保健、医療等が連携し、一貫性のある支援を行うことが重要です。各機関と連携を図りながら長期的な視点に立って一貫性のある支援を行うため、「個別の教育支援計

<sup>※9</sup> 巡回保育相談・・・専門職(心理職等)が保育現場に赴き、子どもの様子を実際に見た上で、専門的な知見を提供しつつ、保育者とともに障害児や配慮児の保育について考える相談活動です。

画」等の作成の取組みを進めていく必要があります。

また、各小・中学校への専門家チームによる巡回相談や、特別支援教育推進員\*10の派遣により、一人ひとりの教育的ニーズに応える学校指導体制の充実に努めてきました。今後も引き続き、これらの取組みを着実に実施し、適切な指導及び必要な支援を行っていく必要があります。

さらに、情緒障害等通級指導学級を利用する児童・生徒数が増加傾向にあることから、今後は、発達障害のある児童が在籍校で指導を受けることができる新たな仕組みを構築していく必要があります。

この取組みにおいて重要な課題は、子どもの多様な特性を、子どもに関わるすべての人(教員・保護者・子ども・地域)が理解し、環境整備をはじめとする必要な支援を行うことです。 人々が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、その担い手の育成に向けて広く理解啓発を図っていく必要があります。

#### 【取組みの方向】

#### ◆子ども総合センターを核とする障害児等支援体制の充実

 療育施設として、保護者との十分な話し合いにより確かな支援計画を策定し、より質の高い支援 を実施するとともに、地域支援の拠点として社会資源の整備等を含めた支援体制の充実を図って いきます。

#### ◆子どもの成長・発達に応じた相談等の充実

・乳幼児健康診査や保育園等での巡回相談により問題の早期発見・対応を行い、個々に応じたきめ細やかなサービスを提供していきます。

#### ◆特別支援教育の推進

- ・特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒に適切な指導及び必要な支援が行われるよう学校内指導体制の充実を図ります。また、在籍校で課題に応じた指導を受けることができる新たな仕組みを構築します。
- ・それぞれの支援ニーズに応じ一貫した教育的支援を行うため、就学支援シートや個別の教育支援 計画の作成と活用の取組みを進めます。
- 周囲の理解を育むための周知と理解啓発に取り組んでいきます。

#### ◆障害理解教育の推進

- ・体験学習や福祉教育活動の交流・ボランティア体験の充実を図るとともに、通常の学級の児童・ 生徒と特別支援学級や特別支援学校の児童・生徒との交流及び共同学習等を一層促進することに より、障害理解教育を推進していきます。
- 教職員に対する研修等、障害に関する理解を深める機会を充実するとともに、児童・生徒に対しては、差別や偏見を許さない人権を尊重する意識の向上を図ります。

<sup>※10</sup> 特別支援教育推進員・・・小・中学校に在籍する発達障害のある児童・生徒を対象に教員の指導の補助やその他の必要な支援を行います。

## 【主な事業】

※「現況」は表示がない限り平成25年度の実績です。

事業名	現 況*	31 年度目標*
◆発達相談 子どもの発達、育児、障害等の相談を受け、 発達検査、対応方法等のアドバイス、情報提 供等を行います。必要に応じて関係機関と連 携し、子どもや家庭の状況に合ったサービスに つなげていきます。	・相談件数 768 件	増加傾向にある重度の障害を持つ児童、発達に心配のある児童の保護者の気持ちに寄り添い、対応できる環境を整備していきます。
◆児童福祉法に基づく児童発達支援 発達の心配や心身の障害がある、主に就学 前の子どもに、日常生活における基本的な動 作の指導、集団生活への適応訓練などを行い ます。区内では4か所(区立子ども総合センタ ー、株式会社立のTEENS新宿、ベアーズキッ ズ、ADDS)で実施しています。	・利用者 215 人/月 ・利用日数 3.8 日/月	<29 年度目標> ・利用者 249 人/月 ・利用日数 5 日/月
◆巡回相談(障害児) 障害児及び特別な配慮を要する児童を対象 に年2~3回実施し、障害児保育の適切な運営 を図ります。保育上の不安解消と障害の種類、 程度、対応についての知識を深めます。関係 機関との調整及び保育相談を行うことを目的と して、障害児保育の専門家が保育のアドバイ スをするため保育園・子ども園を巡回します。	・2 回実施 (対象: 区立、私立保育園・子ど も園) 第1回(4月~7月) 32か所 第2回(9月~12月) 34か所	継続して実施していきます。 ・年 2~3 回実施
◆巡回指導・相談体制の構築 医師・学識経験者や心理職などの専門家で 構成される支援チームが各学校・幼稚園を巡 回し、発達障害のある児童・生徒などに対する 適切な指導や必要な支援について指導・助言 します。 また、特別支援教育推進員を学校に派遣し、 発達障害のある児童・生徒への適切な教育的 支援を行うなど、学校内指導体制の充実を図り ます。 さらに、支援が必要な児童・生徒が増加傾向 にあるため、区としての新たな特別支援教育の 推進体制を検討し方針を策定します。	・専門家による支援チームの各学 校・幼稚園への派遣 ・特別支援教育推進員の派遣 26 人	継続して実施していきます。
◆情緒障害等通級指導学級の設置 四谷第六小学校と鶴巻小学校の情緒障害 等通級指導学級において特別支援教室モデル実施を行います。 これは、通常の学級で学ぶ、知的な遅れのない発達障害の児童に適切な指導を行うため、3 校から 4 校を 1 つのブロックとし、その中に 1 校の拠点校を設け、拠点校に配置された教員がブロック内の児童の在籍校を巡回し指導を行う新たな特別支援教育の体制です。このモデル実施を経て、28 年度からすべての小学校に特別支援教室を設置していきます。	·情緒障害等通級指導学級設置校 小学校 3 校 中学校 2 校	特別支援教室を全小学校に設 置していきます。

## 3 子どもが心身ともに豊かに育つために

## ① 心とからだの栄養素 「遊び」

#### 【現状と課題】

子どもにとって「遊び」は、生きる力の基礎を築く上で欠かせないものです。

「遊び」には、「時間」「空間」「仲間」の3つの「間」が必要だと言われています。しかし、 現代の都市生活において、遊べる時間やスペース、共に遊ぶ仲間づくりなど、子どもたちが 自発的に、のびのびと遊べる環境を確保することに、様々な制約を伴う現状があります。

次代を担う子どもたちが健やかに成長していくために、「遊び」の意義を踏まえ、公園や遊び場等の環境整備と遊びの機会を充実させるための取組みが重要です。

## (1) 「遊び」の場や機会の充実

区には、幼児から中高生まで利用できる、児童館(15 か所)と、児童館機能を併せ持つ子ども家庭支援センター(4 か所)と、子ども総合センターがあります。

また、特別支援学校を含め全区立小学校で、子どもの安全な遊びと学びと交流の場としての「放課後子どもひろば」を実施しています。

地域活動においては、子どもたちのリーダーとなる「ジュニアリーダー」の発掘と育成の ため、「ジュニアリーダー養成講座」を行っています。さらに、区内の7か所の公園等におい

て、プレイパーク活動とその普及を進める地域団体を支援し、「自分の責任で自由に遊ぶ」ことを大切に、それぞれの地域特性を活かした子どもたちの遊びが繰り広げられています。コーディネート役である「プレイリーダー」\*\*11のノウハウの蓄積や、かつて「プレイパーク」で遊んだ子どもたちが成長し、自らの経験を伝え、子どもたちと遊べる世代が生まれつつあることも、これまでの取組みの大きな成果です。

子どもたちの自主的な「遊び」を活発にし、幅 広い年齢の子どもたちが互いに影響し合いながら、 豊かに育ち合うことができる地域づくりにつなげ ていくことが大切です。

今後、子どもの「遊び」の充実に向けた各種の 取組みを、子どもたちの現状・ニーズに照らして 検証するとともに、子どもの居場所づくり等も含 めた総合的な施策として再整理し、さらに充実さ せていくことが課題です。





プレイパーク

**<sup>※11</sup> プレイリーダー・・・**プレイパークでの自主的な遊びを見守ると同時に、遊び方を引き出すなど、子どもたちが生き生きと遊べる環境を整える存在です。

### (2) 屋外の貴重な遊び場としての公園

区立遊び場<sup>\*\*12</sup>を含む区内の公園は 191 か所あり、平成 26 年 10 月に全面開園したおとめ山公園も含めると区の総面積の 6.54%、1 人あたりの公園面積は 3.69 ㎡です。国民公園である新宿御苑や、都立戸山公園、区立新宿中央公園など大規模公園もありますが、区立公園の 6 割以上は面積 1,000 ㎡未満の比較的小規模な公園です。

現在、区立公園の新設・改修にあたっては、地域でワークショップ等を行って、区民とと もに作り上げる手法をとりながら、使いやすい公園づくりを目指しています。

また、公園サポーター\*13、プレイパーク活動など、区民による公園を守る活動や子どもの 育成を目指す活動も展開されるなど、子どもの貴重な遊び場としての公園の活性化が進んで います。

## 【取組みの方向】

#### ◆「遊び」への支援と次代の担い手の育成

子どもたちが、区内の多様なスペースや機会を活用しながら、いきいきと遊び、成長できるよう、 引き続き、遊びに関わる各種施策の役割を確認し、次代の担い手を育て、充実を図っていきます。

#### ◆魅力ある公園の整備

• 「魅力ある身近な公園づくり基本方針」を策定し、今後の公園整備、運営の指針としています。この指針に基づき、公園の適地\*\*14があれば取得を検討するほか、公園ごとの役割分担を明確にしながら地域住民と協働して計画案を作成し、整備を進めます。

#### ◆既存の公園の再生と活性化

子どもたちや親子が安心して遊べる公園の実現を目指し、広く区民の意見を聞きながら、引き続き既存の公園の再生を図っていきます。

## 【主な事業】

※「現況」は表示がない限り平成25年度の実績です。

1、120 十及日保ノとのも場合は、九日の配日日回の取れ十及に日わせて、20 十及よくの日保と記載しています。		
事業名	現 況*	31 年度目標*
◆プレイパーク活動の推進 区内の公園でプレイパーク活動を行う任意 団体・NPO 法人への支援により、子どもが安 心して遊べる環境づくりを促進します。	<ul><li>・プレイパーク活動支援</li><li>5 団体7か所</li><li>・啓発活動支援 1 団体</li></ul>	プレイパーク活動ボランティア・ 団体等との連携を密にしながら、子どもの遊びのニーズに合った活動への支援の充実を図ります。
<ul><li>◆プレイリーダーの養成</li><li>地域の遊びの活性化のため、プレイリーダーを養成します。また広報等の支援を行います。</li></ul>	・プレイリーダー養成講座 5 回実施(延べ 89 人参加)	活動中のプレイリーダースタッフ のノウハウを活かしながら、次代 の担い手を養成し、地域の遊び の充実を図ります。
◆みんなで考える身近な公園の整備 地域の公園の改修にあたって、「魅力ある身 近な公園づくり基本方針」を踏まえ、公園周辺 の住民と協働して改修計画案を作成するなど 住民参加による公園の再整備を行います。	26 年度末整備済公園:計 10 園	<27~29 年度目標> 整備公園 1 園(計 11 園)

**<sup>※12</sup> 遊び場・・・**東京都等の所有する用地で、当該用地が本来の用途として利活用されるまでの間、一時開放地としての使用許可を得て、公園に準ずる空間として利用に供している土地です。

<sup>※13</sup> 公園サポーター・・・公園の清掃、除草、植栽の手入れ、児童保護施設等の管理のボランティア活動に従事します。

<sup>※14</sup> 公園の適地・・・公園の機能向上に資する用地や、公園の少ない地域における用地などです。

## 3 子どもが心身ともに豊かに育つために

## ② 心とからだの栄養素 「文化・芸術」

## 【現状と課題】

#### (1) 子どもの文化芸術活動の推進

区では基本構想及び総合計画において、「文化芸術創造のまち新宿」の実現を掲げています。 その実現に向けた指針となる「文化芸術振興基本条例」の第10条では、「子どもの文化芸術活動への参加等の機会の確保」を定めています。

文化芸術とのふれあいは、子どもの創造性や感受性・共感する力を育む上で、とても重要です。区では、乳幼児文化体験事業や文化体験プログラムの実施をはじめとして、保育園、子ども園、幼稚園、学校、児童館、図書館等で、様々な文化芸術の鑑賞や体験の機会を提供して参りました。このほか、公益財団法人新宿未来創造財団が様々な文化芸術にふれられるプログラムを展開するほか、芸能花伝舎\*15でも、「新宿区における文化芸術振興に関する協定」に基づき、多彩な文化体験イベント等を実施しています。さらに、民間の美術館や博物館、NPO 団体等でも、多様な文化芸術にふれることができる取組みが盛んに行われています。

これからも文化芸術を通して、子どもの生きる力と豊かな心を育み、次世代を担う子ども たちの豊かな人間性を育むため、優れた文化芸術にふれ、文化芸術活動に参加する機会をさ らに提供して参ります。そしてこれらの体験をきっかけにして、子どもたちが自主的・持続 的に文化芸術活動を行えるよう、取組みを進めていくことが必要です。

## (2) 子どもの読書活動の推進

読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高める上で欠くことのできないものであり、子どもの読書環境を計画的に整備していくことが求められています。区では、 平成 23 年度に「第三次新宿区子ども読書活動推進計画」を策定し、家庭や地域、保育園、子ども園、幼稚園、学校等と連携して、子どもの読書活動の推進に取り組んでいます。

乳幼児期から本に親しむ環境づくりを一層充実させるため、読書に対する保護者の関心を 高める取組みを推進していきます。

また、こども図書館及び地域図書館が中心となり、保育園、子ども園、幼稚園、学校、児童館、保健センター、地域の団体等と連携しながら、身近なところで、読書に親しめる環境づくりをさらに進めていきます。

小学生・中学生・高校生の不読者率\*16はここ数年間減少傾向となっていますが、男女とも 学年が進むにつれて不読者率が増加していく傾向にあります。このことから、区立小・中学 校と区立図書館との連携を一層深め、子どもの読書活動や学校図書館の利用を促進する必要 があります。

<sup>※15</sup> 芸能花伝舎・・・新宿区と芸団協(公益社団法人日本芸能実演家団体協議会)は、新宿のまちづくりと文化芸術振興を目的として、「新宿区における文化芸術振興に関する協定」を結び、旧新宿区立淀橋第三小学校を芸団協が改修して、 平成17年4月に芸団協の芸能文化拠点「芸能花伝舎」をオープンしました。

<sup>※16</sup> 不読者率・・・1か月間に本を1冊も読んでいない児童・生徒の割合です。

### 【取組みの方向】

#### ◆文化芸術振興基本条例に基づく取組みの推進

・文化芸術振興基本条例に基づき、「子どもの生きる力と豊かな心を育む」ことを、文化芸術振興の 取組みの方向性の柱の1つにおいて、様々な文化芸術を体験できる環境の下で、子どもが成長で きるよう、取組みを進めていきます。

#### ◆「新宿区子ども読書活動推進計画」の着実な推進

- ・こども図書館及び地域図書館(8 館)を中心に、乳幼児健康診査時に読み聞かせ、読書塾や親力の向上講座などを実施し、早い時期から保護者に読書やお話の世界の素晴らしさを実感してもらいながら、本好きな親子を増やしていきます。また、保育園、子ども園、幼稚園、学校、児童館など、子どもが学校生活・日常生活の中で本に親しめる環境づくりの一層の充実を図っていきます。
- ・保育園、子ども園、幼稚園、学校、児童館と連携し、身近な読書環境を整備するとともに、子どもが進んで学校図書館を利用・活用していけるように、学校保護者や地域の図書館ボランティア等による協力や学校図書館支援員等との連携により、運営の充実を図っていきます。

## 【主な事業】

※「現況」は表示がない限り平成25年度の実績です。

事業名	現 況*	31 年度目標*
◆文化体験プログラムの展開 気軽に本格的な文化芸術体験ができる機会を提供することにより、区民の文化芸術活動への参加のきっかけづくりを行います。実施に際しては、専門性の高い文化芸術活動団体等と連携を図り、そのネットワーク、ノウハウ等を十分に活用し、魅力あるプログラムを提供していきます。	・多彩なプログラムの提供 18 種類 ・プログラム参加者の満足度 参加者アンケートにより「とて も楽しかった」「まあまあ楽し かった」と答えた人の割合 93.6%	<29 年度目標> プログラム参加者の満足度 各期 80%以上
◆学校図書館の充実 子どもの読書活動を推進するとともに、調べ学習など学校図書館を教育活動に一層活用するため、学校図書館に司書等を全校に配置し、学校図書の計画的な購入、児童生徒への読書案内やレファレンス*17、区立図書館との連携等を行い、学校図書館の充実を図ります。	・学校図書館司書の配置 39 校 学校図書館活用推進員の巡 回支援 40 校 ・区立小学校児童の不読者率 6.4% ・区立中学校生徒の不読者率 12.8% ・区立小・中学校の図書の更 新率 9.5%/年	継続して実施していきます。
◆子ども読書活動の推進 新宿区子ども読書活動推進計画に基づき、子どもが、自主的に読書活動を行うことができるように、 読書に関する親力の向上講座、読書塾、区立図書館利用案内等説明会及び読み聞かせ講習会等を 開催し、読書環境を整備します。	・子ども読書活動推進会議 3回開催 ・親力の向上講座 2回開催 ・読書塾 6回開催 ・読み聞かせ講習会 2回開催 ・区立図書館を利用した子ども 111,185人 ・区立小学校児童の不読者率 6.4% ・区立中学校生徒の不読者率 12.8%	新宿区子ども読書活動推進 会議を経て、平成 28 年度からの「第四次子ども読書活動 推進計画」を策定し、その計 画に基づきさらに充実した読 書環境づくりを推進します。
◆絵本でふれあう子育で支援 保健センターで実施している3~4か月健診時に 絵本を配付し1カ月後の育児相談及び3歳児健診 の際、ボランティアによる読み聞かせを実施します。 また、3歳児への絵本の配付を図書館で行います。	・3〜4 か月児健診時読み聞か せ参加者割合 80.8% ・3 歳児健診時読み聞かせ参 加者割合 60.4%	図書館と保健センターが連携 し、継続して実施していきます。

<sup>※17</sup> レファレンス・・・・必要な資料や情報を必要な人に的確に案内するサービスです。



## トピックス



## ともに創ろう、(仮称)「漱石山房」記念館

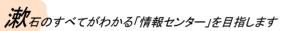
新宿区は、明治の文豪・夏目漱石が生まれ育ち、その生涯を閉じたまちです。 区では、漱石生誕 150 周年の平成 29 年(2017 年)2 月の開館を目指して、(仮称)漱石山房記 念館の整備を進めています。

こる館内に書斎・客間・ベランダ式回廊など 「漱石山房」の一部を復元します

常設展のほか、企画展や講座・イベントを開催し、 漱石やその文学の世界を紹介します

**決**るの著作や関連する本を読みながら ゆったりと過ごせる図書室やカフェを設置します

地域の方々や企業・大学との連携を大切に、 地域の博物館として活動します





【イメージ図】

各階 見取図





#### 夏目漱石と新宿区

夏目漱石は、慶応3年(1867年)2月に牛込馬場下横町(現在の喜久井町)で生まれ、大正5年(1916年)12月に早稲田南町で亡くなりました。

漱石は、晩年の9年間を「漱石山房」と呼ばれたこの家で暮らし、この地で『三四郎』『こゝろ』『道草』など数々の代表作を執筆しました。

この家は、和洋折衷の平屋建てで、庭の大きな芭蕉の木や、洋風のベランダが特徴的でした。客間では週1回木曜日に、「木曜会」と呼ばれる文学サロンが開催され、漱石を慕う若い文学者たちの集いの場にもなっていました。建物は昭和20年(1945年)の空襲で焼失しましたが、今でも人々の記憶に刻まれています。

#### 夏目漱石記念施設整備基金

新宿区は、記念館の整備にあたり、全国の漱石を愛する皆さまや漱石を研究されている方々、文化芸術の振興にご理解の深い企業の皆さまに本事業への参画を得て進めていきたいと考え「夏目漱石記念施設整備基金」を設置し、寄附を募っています。

いただいたご寄付は、(仮称)「漱石山房」記念館の建設と資料購入に活用いたします。 皆さまのご支援・ご協力を心よりお願い申し上げます。

### 3 子どもが心身ともに豊かに育つために

## ③ 心とからだの栄養素 「食」

#### 【現状と課題】

#### (1) 健やかな食習慣の確立

乳幼児期に楽しく食事をする経験を重ねることは、将来的に食べる楽しみ・意欲、そして 生きる力を育むことに発展していくと考えられています。しかし、近年、核家族化や親のラ イフスタイルの多様化などにより、子どもの食に対しての時間的・精神的な余裕や栄養バラ ンスなどに自信がないという保護者が増加している現状があります。

平成 25 年度の「乳幼児健康診査時のアンケート調査」では、子どもの食事についての悩み(好き嫌い、小食等)がある保護者の割合は7割以上\*18にのぼることがわかりました。乳幼児一人ひとりの発育・発達状況、歯の本数や噛む力の状況、保護者のライフスタイルに応じ、各種専門家が適切な支援を行うことにより、保護者のゆとりや自信を生み出すことが必要です。

また、近年、離乳食の開始時期や食品の選び方に悩みを持つ保護者が増えています。子どもの食事に関する相談の多くが離乳食開始時期のものであるため、離乳食開始時期の支援をより充実させていく必要があります。

#### (2) 食を大切にする心・豊かな心を目指す

食育を推進するには、食と健康、食と安全、食を大切にする気持ち、さらに食文化の継承など幅広い課題があります。

区では、平成 20 年度に策定した「食育推進計画」に基づき、食育を推進しています。食育による取組みが充実してきたことで、食育に関心を持っている人の割合は、90%以上となっています。

しかし、「平成25年度新宿区立学校における食育アンケート」では、改善傾向にはあるものの「毎日朝食を食べる子どもの割合」が91.1%、「食事を残さず食べるようにしている子どもの割合」が74.4%となっています。また、区の調査で「子どもの食事で困っている」と回答した就学前保護者の52.4%が、「子どもの食事に好き嫌いがある」ことを挙げています。

望ましい食習慣を身に付けるための働きかけや、食を共にする機会を広げるなど多様な食育の取組みが必要です。

**<sup>※18</sup>** 子どもの食事についての悩みがある保護者の割合・・・1 歳 6 か月児健診では 76.3%、3 歳児健診では 75.3%となっています。

## 【取組みの方向】

#### ◆心とからだをつくる食生活のスタート支援

・生後6~7か月児の保護者を対象としていた離乳食講習会を生後5~6か月児の保護者に変更し、 はじめて食事を開始する頃(5~6か月頃)の内容を充実させ、離乳食のスタート時期の不安を 軽減させます。

#### ◆食育の推進

- 食育ボランティアや地域団体等との協働により、共に調理、会食する機会となるような食育活動 を充実させていきます。
- ・保育園・子ども園では、教育・保育の一環として様々な食育の取組みを行っていきます。また、 給食レシピの家庭への配付など、食に関する知識、経験、技術を「子育て支援」の一環として保 護者に提供し、子どもの育ちを共有します。
- ・区内の幼稚園・子ども園、小・中・特別支援学校に通う子どもたちの食育の目標を発達段階に応じて示した「学校食育計画」に基づき、各学校・園で「食育全体計画」を作成し、食育を推進します。
- ・学校における食の教育を充実させるため、教員・栄養職員の中に食育推進リーダーを育成し、食育推進のための校内指導体制を整備します。
- ・日々子どもと接する児童館や学童クラブ等の職員にも、食育に関する知識の向上を図っていきます。

#### ◆食材にふれたり、料理を作る体験活動の推進

- ・食と健康、食事のマナー、季節の食材を使った調理体験など幅広い食育のテーマに沿った食育講 座を実施していきます。
- ・食材や食と健康について考えながら調理する機会となるメニューコンクールを実施していきます。

## 【主な事業】

※「現況」は表示がない限り平成25年度の実績です。

事業名	現 況*	31 年度目標*
◆もぐもぐごっくん支援事業 乳幼児の保護者からの口腔機能全般に関する相談に応じることで不安を取り除くとともに、適切な指導により健全な母子関係と乳幼児の健やかな発達を促すため、各保健センターにおいて、「お口の機能(飲み込み・噛み方等)」講習会の開催や、個別相談を実施します。	・「お口の機能」講習会 34 回実施(562 人) ・個別相談 24 回実施(111 人)	継続して実施し、乳幼児の健全 な口腔機能の育成を図ります。
◆幼児食教室 1 歳児の保護者を対象に、離乳完了から幼児食への移行期の食事についての講話と調理 実演・試食を行います。	·19 回実施 参加者数 305 人	継続して実施していきます。
◆離乳食講習会 5~6 か月児の保護者を対象に、離乳食の 進め方の話と調理実演・試食を行い、保護者 の食に対する意識の向上と乳児期からの健全 な食生活の支援を行います。	·40 回実施 参加者数 1,040 人	はじめて食事を開始する頃(5~6 か月頃)の内容をより充実させ、離乳食のスタート時期の不安を軽減させます。

事 業 名	現 況*	31 年度目標*
◆栄養相談 一人ひとりの健康状態、発育・発達状況、歯 の本数や噛む力と食習慣に応じて、適切な栄 養相談を行っています。	·妊産婦相談件数 288 件 ·乳幼児相談件数 2,913 件	継続して実施し、好産婦や乳幼児の保護者の食に関する悩みを軽減させ、乳幼児の心と体の健康、養育環境の向上を図ります。
◆保育園・子ども園での食育の推進 食事のマナーを身につけたり、簡単な調理 や野菜の栽培など食の体験を通して、子ども の食生活への関心を高め、「食を営む力」の基 礎を培います。	・区立保育園・子ども園 22 か所 (保護者に対する離乳食指導、 食事のマナー、簡単な調理や 野菜の栽培などの食育、給食 だよりの発行等)	子どもの年齢に合わせ、各園で計 画的な食育を実施していきます。
◆学校(園)における食育の推進 各学校(園)では、「新宿区立学校・園における学校食育計画」をもとに「食育全体計画」を 作成し、幼児・児童・生徒の発達に応じた系統性のある食育を推進するとともに、学校における食の教育を充実させるため、教員・栄養職員の中に食育推進リーダーを育成し、食育推進のための校内指導体制を整備します。	<ul><li>・食育推進リーダー連絡会2回開催</li><li>・「学校食育計画を踏まえた実践事例集」の作成及び配付</li><li>・区教育委員会の「学校食育計画」を改定</li></ul>	・食育推進リーダー連絡会開催 ・「学校食育計画を踏まえた実践 事例集」の作成及び配付 ・毎年、全区立学校(園)におい て「食育全体計画」を作成
◆児童館等の職員への食育研修 日々子どもと接している児童指導員を対象 に、食育に関する研修を行い、各館での食育 事業の充実や、子どもへの適切なアドバイス ができるようにします。	・1 回実施 参加者数 19 人	児童館等での食育の取組みが 充実するよう、継続して実施して いきます。
◆食育講座 地域グループや児童館等で食育に関する講習を開催し、食に関する基本的な知識や、料理づくり・会食などの体験を通して食育ボランティア等と食育の普及啓発を行います。	•27 回実施 参加者数 528 人	体験型の食育講座を中心に、継 続して実施していきます。
<ul><li>◆メニューコンクール</li><li>区民を対象としたメニューコンクールを実施し、公募のメニューから優秀作品を選出し表彰します。</li></ul>	·1 回実施 応募数 371 作品	継続して実施し、地域の食育推 進を充実させていきます。 ・年 1 回実施



## 4 国際化社会で生きる力を育む

#### 【現状と課題】

#### (1) 国際化社会で生きる次世代の育成

区の外国人人口は、平成 26 年 4 月 1 日現在 33,815 人で、区全体の人口の約 1 割を占め、23 区で最も多くなっています。また、6 歳から 14 歳の学齢期の子どもの人口は 15,177 人で、そのうち外国籍の子どもは 1,451 人、約 10%と、区の人口に占める外国人住民の割合とほぼ同様です。

第一期新宿区多文化共生まちづくり会議(平成24年9月から平成26年8月)の答申では、外国にルーツを持つ子ども(両親、あるいは両親のどちらかが外国籍の子ども)は、グローバルに活躍できる可能性を秘め、将来、区の重要な担い手となることから、こうした子どもたちの教育環境の向上とともに、子どもの母語や母文化の尊重の必要性についても言及されています。

多様な国籍の人々が共に暮らす環境は、子どもたちにとって、様々な文化や習慣、価値観を経験できる豊かな環境です。国際化が進むなかでは、国籍に関わらず、互いの違いを認め合い、異なる文化を温かく受け入れ、自らの文化を発信する力を持った次世代の育成が望まれます。

また、これからの学校教育では、国際的視野を持ち、進んで国際友好親善に貢献できる児童・生徒の育成に努めることが重要です。

## 【取組みの方向】

#### ◆国際化社会で生きる力を育む

- 「多文化共生のまち新宿」の特性を活かし、国際理解の促進と日本と外国を結ぶ架け橋となる人材 を育成していきます。
- オリンピック・パラリンピックの開催に向けて、国際的な視野を持つ次世代の育成に努めていきます。
- ・日本と諸外国の伝統・文化の理解を深め、国際協力のあり方を学ぶことができるよう、外国人等 との交流の機会を設定し、国際理解教育の推進を図っていきます。

## 【主な事業】

※「現況」は表示がない限り平成25年度の実績です。

事 業 名	現 況*	31 年度目標*
◆国際理解につながる情報発信 しんじゅく多文化共生プラザを中心に、外国 人と日本人の相互理解につながる情報発信を 行います。	・しんじゅく多文化共生プラザの 設置 ・多文化共生社会の担い手を育 む情報発信	継続して実施していきます。
◆オリンピック教育推進事業 オリンピアンなどのアスリートを招へいして、児 童・生徒が、オリンピック・パラリンピックの歴史や 意義等を理解するとともにスポーツを通して、心 身の調和的発達を遂げられるようにします。	・オリンピック教育推進校 5 校の 指定	全小中学校でオリンピック教育 を推進します。